

民衆の声
ボイス

公明党 横浜市会ニュース

No.92

VOICEよこはま

http://www.yhkomei.com/ E-mail:shikai@yhkomei.com 公明党横浜市会議員団 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL.671-3023 FAX.681-2060



コロナに 負けない!

市中的な審議を行いました。

5月12日(火)▼15日(金)

横浜市会 臨時会を開催

国でのコロナ対策補正予算の成立を受け、横浜市でも過去最高となる約5800億円の補正予算が計上されました。

当初、所得減少世帯に30万円の給付が予定されていましたが、多くの国民の皆さまから「不公平だ」「制度が分かりにくい」といった声を受け止め、公明党は「所得制限なし」「国民一人あたり10万円」の早期の支給を要望しました。

全国民に特別特別特別額給付金 10万円を支給へ!

山口代表の「国民に励ましと連帯のメッセージを伝えるべき」との強い申し入れにより安倍総理が決断し、補正予算の組み換えが行われました。それを受け公明党市議団では、迅速な支給手続きや、DV被害者への寄り添った対応などを求め、着実に皆さまのお手元に届くよう努めています。

《横浜市会臨時会で決定した主な施策》※中面の「主な支援策一覧表」もご参照下さい。

- PCR検査体制を強化
《市内10か所程度でドライブスルーPCR検査を実施、検査費を無料化》
- 感染拡大防止対策を強化
《病院、福祉施設、学校、保育所等への感染症対策物資の確保と配布。また公明党の要望で、旧市民病院を軽症者等の宿泊療養施設として活用。》
- 教育のICT環境整備を加速
《オンライン授業のため市立校の全生徒へ「1人1台」のタブレット型PCを配布》
- 商店街を強力に支援
《様々な活動に使える1店舗あたり10万円の支援金を交付》
- 子育て世帯を支援
《児童手当受給世帯へ、児童一人あたり1万円の臨時特別給付金を給付》
※本則給付の世帯のみ
- 中小企業を支援
《横浜市独自の無利子・無担保の融資メニューなどを創設。また、危機関連保証の認定を迅速に行うための体制を強化》

横浜市特別特別特別額給付金 コールセンターを開設します!

今後の特別特別特別額給付金に関するスケジュール

- 5月29日(金)頃 郵送による申請書発送を順次開始します。
- 5月下旬 オンライン申請分の振込開始見込み。
- 6月上旬 郵送申請分の振込開始見込み。

コールセンターについて

- 1…【名 称】横浜市特別特別特別額給付金センター
- 2…【解説時期】令和2年5月18日(月)9時から
- 3…【コールセンターの概要】

特別特別特別額給付金に特化したコールセンターになります。
当コールセンターは、特別特別特別額給付金事業について、不明な点などの問合せ窓口として、ぜひご活用ください。(英語、中国語にも対応いたします。)

受付時間▶9時~17時、5・6月は土・日曜日も対応
ナビダイヤル：0570-045592

※FAX：045-681-8379 (こちらでは申請書を受け付けておりませんので、ご注意ください)



神奈川区政務調査会
公明党横浜市会議員
たけうち
竹内やすひろ



横浜市新型コロナウイルス対策本部などの意見交換を通じて、日々お寄せいただく皆さまからの声を集約し、施策の提案や、その進捗状況の確認などを行っています。



現場の声を迅速に政策に反映!

感染拡大から医療崩壊という最悪の事態を招かないよう、医療現場での衛生資材の円滑な調達、軽症者等の療養隔離に市民病院の旧病棟を活用することなどを申入れました。また介護現場の安全と着実なサービスの堅持へ、感染予防策の徹底と利用者へ寄り添った対応を求めています。



医療・介護の現場を護れ!

市長へ緊急要望

市民相談 神奈川区大口通127-16 コスガビル1F
横浜市議員 竹内 やすひろ

TEL.045-716-6822 FAX.045-716-6823
E-mail:mail@takeuchi.180r.com

新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ



個人・世帯向け



〈市民の皆さまへ〉

給付
(もらえる)

貸付
(かりる)

猶予
(支払延長)

新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に

特別定額給付金

一律1人10万円を給付

住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人

横浜市コールセンター Tel.0570-045592
9:00~17:00(土日祝含む)

離職等で**住居を失った・失うおそれがある**

住居確保給付金

家賃実費支給(例)2人世帯で月6万2千円が上限
支給期間:原則3ヵ月(最長9ヵ月)

各区役所の生活支援課

子育て世帯で家計が大変

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当の受給者に対し、
子ども**1人当たり1万円**を給付 ※公務員以外の方は申請不要

横浜市子ども青少年局 Tel.045-641-8411
子ども家庭課 手当給付係 9:00~17:00(土日祝除く)

失業・収入減で大学等の**授業料**が支払えない

高等教育修学支援制度

授業料減免+返済の必要のない**給付型奨学金**

日本学生支援機構 Tel.0570-666-301
9:00~20:00(土日祝除く)

収入が減って**家計の維持**が難しい

緊急小口資金(特例貸付)

貸付上限~**10万円**(特に必要な場合は~**20万円**)
据置期間:1年以内、償還期間:2年以内

各区の社会福祉協議会 9:00~17:00(土日祝除く)

総合支援資金(特例貸付)

2人以上世帯は~**月20万円**、単身は~**月15万円**
据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3ヵ月まで

厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
Tel.0120-46-1999 9:00~21:00(土日祝除く)
労働金庫連合会 Tel.0120-22-5755 9:00~17:00(土日祝除く)

市区町村民税・固定資産税が支払えない

税金が減少(前年同月比**20%以上**)した方は**無担保かつ延滞金などで納税を猶予**

各区役所の税務課収納担当

国民健康保険料・国民年金保険料が支払えない

国民健康保険料の減免については、6月の保険料額決定通知書送付時に案内。
国民年金は免除・納付猶予の制度あり。

国民健康保険→各区の保険課 保険係
国民年金→各区の保険年金課 国民年金係

公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない

支払期限を延長(事業者向けにも支払猶予あり)

各電気・ガス・水道・電話等事業者

住宅ローンが支払えない

今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

各金融機関または
金融庁相談ダイヤル Tel.0120-15-6811
10:00~17:00(土日祝除く)



事業主向け



〈事業者の皆様へ〉

給付
(もらえる)

貸付
(かりる)

猶予
(支払延長)

感染拡大防止のため**休業や時間短縮**をした

感染拡大防止協力金

休業要請対象の全事業所で事業所全てが自己所有の場合は**10万円**
賃貸事業所1か所の場合**20万円**、2か所以上の場合**30万円**
営業時間の短縮要請を受け実施した事業所は**10万円**

神奈川県産業労働局 Tel.045-285-0536または050-1744-5875
中小企業支援課 9:00~19:00(土日祝含む)

自粛などで**業績が悪化(売上げ半減)**

持続化給付金

2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、
その月の売上げを年換算した額を昨年1年間の売上から引いた減少分を給付
上限:**中小200万円、個人事業100万円**

持続化給付金事業
コールセンター Tel.0120-115-570
8:30~19:00(土日祝含む)

従業員に**休んでもらう**場合

雇用調整助成金(コロナ特例)

休業等助成(中小なら**最大10分の10**)
助成率は、企業規模・雇用条件で変動

神奈川県労働局
神奈川 助成金センター
Tel.045-650-2801

従業員に**子どもがいる**場合

小学校休業等対応助成金

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成

厚生労働省
コールセンター
Tel.0120-60-3999
9:00~21:00(土日祝含む)

フリーランスで子どもがいる場合

小学校休業等対応支援金

小学校等休校で休業したフリーランス(委託を受けて個人で
仕事をする保護者)**1日あたり4,100円(定額)**を助成

日本政策金融公庫
Tel.0120-154-505
9:00~19:00(土日祝除く)

資金繰りのため融資を受けたい

無利子・無担保融資
(借り換えも可)

コロナの影響で前年比**5%以上の売上減少**
据え置き最大5年

民間金融機関※

セーフティーネット保障(4・5号)
/ 機器関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、**与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)**

取引のある金融機関または最寄りの金融機関

マル経融資の金利引き下げ

前年比**5%以上**で売上減少で融資限度額:**別枠1000万円**
当初3年間金利を**0.9%引き下げ**(商工会議所等の推薦が必要)

日本政策金融公庫
Tel.0120-154-505
9:00~19:00(土日祝除く)

法人税や消費税などの納税が難しい※

法人税や消費税、基本的にすべての税

収入が減少(前年同月比**20%以上**)した事業者は**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も**

最寄りの税務署または
国税猶予相談センター
Tel.03-6672-3503

社会保険料が支払えない

健康保険料や厚生年金保険料が猶予

事業の休止や著しい損失があった場合に**納付が猶予**

健康保険協会または組合・日本年金機構